

第75回横浜市屋外広告物審議会 議事録	
日 時	令和7年4月23日（水）午前10時30分から11時50分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室なみき9～12
出席者	<p>委 員：小泉 雅子、高橋 晶子、泉 路代、内田 裕子、木伏 慎治、齋藤 和雄、田中 喜芳、向原 浩和</p> <p>事務局：古檜山 匡和（都市整備局地域まちづくり部長）、</p> <p>立石 孝司（都市整備局景観調整課長）、</p> <p>山田 渚（都市整備局景観調整課景観調整係長）</p> <p>関係局：山本 宏毅（脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課担当係長）【審議事項】</p> <p>関係者：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会【審議事項】</p>
欠席者	委 員：中谷 忠宏、平野 周二
開催形態	公開（傍聴者：0人）
議 題	<p>1 審議事項</p> <p>横浜市屋外広告物条例第10条の規定に基づく広告物活用地区の指定等について</p> <p>2 報告事項</p> <p>業務実績について（令和6年度）</p>
決定事項	審議事項について、案に示された通りの指定が妥当と判断
議 事	<p>（事務局）立石景観調整課長</p> <p>皆様、本日はお忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。第75回の横浜市屋外広告物審議会になります。事務局を務めさせていただきます都市整備局景観調整課長の立石です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最初に、皆様に配布させていただいております資料について確認させていただきます。上から順に、まず、次第、委員名簿、席次表の3点です。続いて、右上に審議事項と記載しておりますクリップ留めの資料。最後に、右上に報告事項と記載のホチキス留めの資料です。不足がありましたらお知らせください。</p> <p>次に、本日の出席者及びこの場におきましてご議論・ご発言された内容は、後日、議事録としてホームページにて公開いたします。加えまして、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>3点目です。本日はハンドマイクを使用しておりますので、発言される際は挙手のうえ、ハンドマイクを受け取っていただき、ご発言をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ハンドマイクの受渡しにご協力をお願いいたします。</p> <p>では、ここからは、小泉会長に進行をお願いしたいと思います。</p> <p>（小泉会長）</p> <p>本日はお天気がすぐれないなか、またお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。議長を務めます小泉でございます。本日も活発な審議ができますよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それではまず、会議の成立について事務局より報告をお願いします。</p> <p>（事務局）立石景観調整課長</p> <p>会議の成立についてご報告いたします。本日は中谷委員と平野委員がご欠席でございますが、現時点で8名のご出席をいただいておりますので、委員の半数以上の出席となっており、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、会議は成立しております。</p> <p>（小泉会長）</p> <p>ありがとうございます。それでは審議に入る前に、本日の会議の公開・非公開の是非について委員の皆様にお諮りします。まず、事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局）立石景観調整課長</p> <p>会議の公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条により、附属機関の長は、会議の一部または全部の非公開を決定することができるとされております。これを踏まえまして、事務局</p>

より意見を申し上げます。本日の審議事項及び報告事項につきましては、特に非公開とすべき内容はございません。説明は以上でございます。

(小泉会長)

ただいまの事務局の説明を受けまして、本日はすべての事項を公開とすることについて、ご意見はございませんか。

(特段の発言なし)

(小泉会長)

特にご意見もないようですので、そのとおりの取扱いといたします。

■審議事項 横浜市屋外広告物条例第10条の規定に基づく広告物活用地区の指定等について

(小泉会長)

それでは、次第の（2）審議事項「横浜市屋外広告物条例第10条の規定に基づく広告物活用地区の指定等について」の審議に移ります。

本件は横浜市より当審議会に諮問のあった案件です。まず、事務局より内容の説明をお願いします。

(事務局) 山田景観調整係長

(案件概要について資料に沿って説明)

(関係局) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

(案件の概要・趣旨等について資料に沿って説明)

(事務局) 山田景観調整係長

(広告物活用地区指定の考え方について資料に沿って説明)

(小泉会長)

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いします。

(田中委員)

ご説明ありがとうございました。審議事項の内容についてはよく分かりましたし、反対するものではありません。博覧会の成功に向けてご尽力いただきたいと思います。

これは意見ではなく、単純な質問です。私事で恐縮ですけれども、横浜に生まれ育つて、今年で73歳になります。一時期外国にもおりましたけれども、70年近く横浜で生活しています。ですから、横浜の変遷というのは肌で感じて、こどもの時からずいぶん変わったなというのは分かるんですね。この横長の資料（関係局資料）に「横浜らしい景観」という文言（8ページ「都市装飾の効果」）がありますが、「横浜らしい景観」とは何かと改めて考えた時に、私がこどもの時は、横浜っていうのは「エキゾチックな港町」みたいなことが言われていたんです。これは歌の文句ですけれども「街の明かりが綺麗」とか。そういったことを考えて、改めて「横浜らしい景観」って何なのかと思った時に、例えば横浜銀行の建物とか、それぐらいしかイメージがないものですから、所管課としてお考えになっている「横浜らしい景観」とはどんなものかということと、事務局についても、一般的な「横浜らしい景観」とはこういうことを行政として考えているということがあれば、教えていただきたいと思います。

(関係局) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

ありがとうございます。「横浜らしい風景」ということですが、委員がおっしゃられた通り、港町というところで、みなとみらいの高層ビルと海が織り成す美しい風景、そのなかに開港の歴史を感じられる歴史的な建造物が溶け込んでいる風景を、まずは思い浮かべるかなと考えております。また、横浜市は非常に緑が多いところでもあります。例えば山下公園で四季折々の花が見られたり、郊外部にもいろいろな公園がありますので、そういう緑あふれる風景も、横浜らしい風景というふうに考えております。

(事務局) 山田景観調整係長

難しいご質問なのでうまくお答えできる自信がないですが、いろいろな部署で「横浜らしい景観」や「（横浜の）魅力的な景観」と使う時には、一般的には、今お答えしたような、「これを見れば横浜だよね」と分かる、代表的なところを指しているのかなと思います。私どもは「横浜市景観ビジョン」というものを出していますが、「横浜らしい景観はこれです」という言い方はしていなくて、「場所ごとに考えましょう」

ということを書いています。というのは、元々ある地形や、緑や水辺といった自然環境、また、閑内地区は開港の歴史がある一方で、郊外には江戸時代の宿場町があるといった歴史、それから、現在の都市機能——どういった活動がされているか、そういったものを見て、「これは個性だ」というところを伸ばして強調していきましょうということで、景観づくりを進めてきています。例えば閑内地区は、先ほど申し上げたように「開港の地」とということで、象の鼻から物資や人が来たというところで、歴史的な建造物……と言いましても開港以来ですけれども、西洋を感じさせる歴史的建造物が残されているので、こういったものは保存しましょう、と。そして、それを際立たせるように、周囲も色味は合わせましょう……といった形で景観を形成してきております。新港地区では、赤レンガ倉庫が国の物流倉庫として作られた歴史を大事にして、周囲もこれに合わせて赤茶色の低層の建物にしましょう、というルールにしております。一方で、みなとみらいの中央地区、ランドマークタワーがあるところは、新しく作られた商業・業務地域ということで、(新港地区と)対比的に、高い白い建物、近未来を感じる建物にしましょうということで、より個性を強めて対比させることで、先進的なものや考え方と歴史を大事にする「横浜らしさ」を表すように景観づくりをしてきました。今後の社会の変化や、まちづくりの方向性の変化によって変わってくることもあるとは思いますが、現段階では、そういう考え方で50年間作られてきた景観というものが、「横浜を代表する景観」と言われていると思っております。

(田中委員)

ありがとうございます。ご説明を聞いて、よく分かりました。博覧会の成功のために、これからいろいろなところで事業者さんや一般の市民の方に説明する機会があると思うのですけれども、そういう時に「横浜らしい景観」とひと括りに言うだけでなく、「こういうものを考えています」という説明もしていただければ、事業者や市民の方も「なるほど」「協力しましょう」という気になるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小泉会長)

他にご質問いかがでしょうか。

(内田委員)

ご説明ありがとうございました。条例の規制を緩和していくという部分には、全く異論はございません。やりやすく、機運を高めていくということに対しては、全面的に賛成でございます。

もしかしたら筋が違う発言になってしまふかもしれません、「何のためにやるのか」というところです。機運を高めていくということだけは思うんですけども、今開催している大阪万博も、おそらく同じように、機運を高めようと思ってやってきたと思うんです。でもやはり、機運は高まらなかつたという結果だったと思うんですよ。開幕して、ようやくテレビなどが取り上げたことで「もしかしたら面白いのかもしれないな」「行ってみよう」というようなことだった。そうしたやり方から学ぶじゃないですかけれども、時代が大きく変わっていて、これまでのような広告の出し方をしても機運は高まらないということ。それから、(広告物活用地区を指定した前例である)ラグビーやオリンピックというのは、そのイベント自体に魅力があることをみんなが分かっていて、予選からさんざんテレビで宣伝してくれることもあって、全体的な盛り上がりが出てくるということだと思うんですけども、このGREEN×EXPOに関しては、テレビで事前にいろいろ説明してくれることもないですし、市民にとっては、やはり中身がよく分からないということですね。機運の高め方がかなり難しいと思うんです。だから、前例とは違って、意義・目的であるとか、中身であるとか、それをやる価値を伝えていくことが、共感であるとか、機運を高めることに繋がっていくのかなと想像します。大きいもの出したらいいとか、キャラクターをドン！と見せたらいいとか、ロゴをバンバン街中に出せばいいっていうことではないのかな。それでは機運は盛り上がらないのかな。「あ、やるんだな」というくらいで、せっかく予算を使うのに無駄になってしまうのかな……ということを、大阪万博の失敗を見ても感じるので、そのあたりは深掘りしながらやっていく必要があると感じました。ちょっと筋違いの提案になってしまっていると思うんですけども、せっかくお会いできているので、コメントさせていただきました。

(関係局) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

ご指摘ありがとうございます。委員のおっしゃる通り、大阪万博の動向は、GREEN×EXPOにもかなり影響してくると認識しております。そちらの状況や反省点は当然分析したうえで、こちら(GREEN×EXPO)にも反映させたいと考えております。屋外広告物の使い方につきましても、GREEN×EXPO自体の認知度が

かなり低いという現状がございます。まずは、昨年度と今年度の前半で、露出を増やしていく（ための取組をしています）。マスコットキャラクターの「トゥンクトゥンク」は皆さんご存知でしょうか。そういったこともまだまだ認知度が低い状況にありますので、まずは横浜市でGREEN×EXPOが開催されるということを知ってもらう。そのうえで、なぜ横浜市でやるのか、なぜ万博という形で実施するのかという意義の部分をしっかりと伝えていくことが大事だと考えております。やはり万博というものは地元から盛り上がりたいかないと成功しませんので、市民の方にもご参加いただけるプログラムですか、いろいろな手法を活用しながら、意義なども浸透させていきたいと考えております。そういったことを念頭に進めていきたいと思いますので、ぜひご協力いただきたいと思います。

(泉委員)

今回「横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び当該地域の基準（案）」というものをご提案いただいておりますので、この内容について、現在の条例と施行規則のどの部分を緩和し、どの部分が緩和されずに残るのかというところを具体的に教えていただければと思って質問させていただきます。

まず、基準案の2（2）「広告物等に係る基準」というところです。対象となるアの「次に掲げる広告物等」は、横浜市屋外広告物条例施行規則の第6条に掲げられている広告物の一部を掲載して、本文にあたる条件に緩和するというところかと思います。例えば、横浜市屋外広告物条例施行規則の第6条第1項第1号（=外側を利用する広告物等）は、基準案の2（2）アに書かれております「建築物その他の工作物の外側を利用する広告物等」にすべて含まれるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

条例第16条第1項に「次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない」という定めがありまして、そこから規則の第6条に具体的な基準があるということになっております。今回の基準案は、条例の文言で記載しております、基準案の2（2）ア（ア）は、条例第16条第1項第1号に対応しています。

(泉委員)

分かりました。そうですね、条例第16条で見た方が分かりやすいかと思います。基準案では「はり紙、はり札等は除く」と書かれていますが、それだけは元の基準になるのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

そうですね。それは（緩和の対象から）除くことにしております。

(泉委員)

（条例第16条第1項を、基準案2（2）アと）比較していくと、第2号の「建築物から突出する形式の広告物等」はそのまま（文言で基準案に載っているので、緩和の対象）で、第3号の「広告旗」は載っていないので対象外、第4号の「立看板等」も（載っていないので）対象外になる、という読み方をしていくのですね。

(事務局) 山田景観調整係長

はい、おっしゃる通りです。

(泉委員)

そうしますと、第5号の「広告塔及び広告板」はそのまま対象に載っている、第6号は「電柱、街灯柱その他の支柱」を利用する広告物等は入り、「消火栓標識若しくはバス停留所の標識」を利用する広告物等は入らないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

はい。

(泉委員)

ありがとうございます。その場合、基準案2（2）アの対象になるものについて、今回の基準は、「構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること」が原則的な条件になるということですが、この「公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」ということには、交通の安全ですか、そういったものも当然含まれると理解すればよろしいですか。

(事務局) 山田景観調整係長

その通りでございます。

(泉委員)

今回、道路に関するものがいくつか禁止物件から除外されているんですけども、交通の安全をどのように考えればいいかというところで、もう少し読み方を教えていただきたいです。少なくとも、原則的な条件のなかに、交通の安全も当然に含まれていると。そこに「道路の路面に表示又は設置する場合は、一時的な表示又は設置であること」という条件が加えられていますが、どのような趣旨またはイメージで加えられたものか教えていただけますか。

(事務局) 山田景観調整係長

道路に関しましては、道路管理者である各区の土木事務所とも調整しながら文言を作ってきております。(基準案では)「2 (1) 禁止物件の適用除外」で、「道路の路面は、車両が通行しない場所に限る」としたうえで、2 (2) で、「一時的な表示又は設置であること」という時間的な制限をしています。これはやはり、路面に何かを貼って(車両が)滑ってしまうと危険ということで、その上を車両が通行することはないよう^にということと、貼りっぱなしにすることはやはり管理上難しいところがあるので、(関係局資料で例示した)インフィオラータのように(一時的な)イベントとして、人は通れるけれども車両は通行止めにして表示する、イベントが終われば撤去される、そういうものを想定しております。

(泉委員)

路面に花びらを撒くようなことも、車両は通らず人は通るというところで、交通の安全上問題がなければ、一時的なものとして設置することもあるかもしれないというイメージでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

はい。そういうものができるようにしておきたいということでございます。

(泉委員)

今度は、基準案の「2 (1) 禁止物件の適用除外」について、確認の質問をさせていただきます。条例第7条第1項第1号の「橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯」が禁止物件から除外されるということですが、(これらには)路面が含まれるものがあるのではないかと思います。(この場合は)先ほどどの路面についての制限(の適用)はなく、禁止物件から外れるということでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

(条例では)橋りょう等はそれ全体が禁止物件で、さらに第7条第3項で、道路の路面が禁止物件として別途書かれていますので、両方の意味があると思っております。(今回の基準では)橋りょうとしては禁止を解きますが、路面としては、やはり(先ほどご説明した)路面に関する基準を適用することになります。

(泉委員)

それでは、橋りょうのうち路面部分には路面としての制限が残りますし、路面でないところは、禁止物件ではないけれども、「構造上安全」であって「公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」という原則的な制限がかかってくるという理解で読めばよろしいでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

はい。同じ理解です。

(泉委員)

(禁止物件の適用が除外されるものなかには)道路に関わる部分がありますけれども、それも路面のところにはプラスの制限がかかり、それ以外の部分は2 (2) アの原則的な制限がかかるということですね。分かりました。

街路樹や道路の植樹帯も制限(禁止物件)から外れるんですけども、ここにアートのような植樹をするのも、広告物になるのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

はい。例えば遊園地にあるような、植物で意味のある形を作るものも広告物に該当しますので、それを植樹帯でやろうとすると、禁止物件(のため許可できない)という理解です。

(泉委員)

そういうものは、広告物としては何になるんですか。

(事務局) 山田景観調整係長

広告塔という扱いになると思います。

(泉委員)

そうすると、通常は広告塔の制限がかかりますけれども、今回は（基準案の）（2）ア（ウ）ということになり、緩和された基準が適用されていくんですね。ありがとうございます。

基準を緩和する対象は（限定例挙で）載せていて、それ以外には（従来の）施行規則第6条の基準が適用されるというふうに定めるのは、定め方としては正しいと思うんですけれども、少し分かりにくいかなと思います。ガイドラインとか、基準の手引きみたいなものを作られる時には、基準が残るものについての説明を詳しくしていただけると分かりやすいと思いました。ありがとうございます。

(高橋委員)

基本方針に異論ありません。1回きりの大イベントですので、過剰に細かい規則を作る必要はなく、ただ安全には充分配慮するのが大切だと思います。私個人は、2005年の横浜トリエンナーレの山下ふ頭の会場構成を担当したのですが、冬に差しかかる風が強い時期、現状復帰が必要な現役の埠頭がアートイベントの場になるのは前例のないことで、安全性に対してはすごく気を遣いました。世界中を回って日本にやってきたサーカスの方々は、日本は一番規制が厳しいと強調されていましたが、それ自身は悪いことではなく、できるだけ未然に、いろんなことを個別に防ぐということを徹底していただくことが良いのかなと思いました。ワールドカップでも、あの大きい広告塔を作る際に、（安全に）非常に気を遣っておられたと思うんです。今回も独自性の高いものを積極的にPRの種として具現化していただきたいなという想いがあります。視認性が今のところあまりない場所で開かれるということですから、みんながよく行く場所、例えば海上に何か投影するとか、イベントをするとかで、「これ何？」というところから導入をしていかざるを得ないと思っています。横浜市はイベントを年がら年中やっていますし、2025年に大阪（万博）が終わったばかりのところに、かつ、環境・緑（がテーマ）ということになりますと、いろいろ実施に否定的な意見が出てきそうで、そこを乗り越えていく何かがあるとすれば、もうちょっと野蛮になって、しかし充分に安全性に注意しながらやっていただくということを希望しています。

(関係局) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

ありがとうございました。場所については、横浜市内の方でも「GREEN×EXPO ってどこでやるの？」「みなとみらいでやるんだよね？」という声がまだある状況です。今までの大型イベントはみなとみらいや臨海部が中心だったんですけども、今回は横浜市の西部、瀬谷区が中心です。当然、安全は一番考慮したうえで広告をやっていくんですけども、郊外部で開かれるということもありますので、周知のためには、インパクトという部分も含めて検討していかなければいけないと思っております。

(小泉会長)

とても積極的なアプローチを促すようなご意見も出ました。他にご質問いかがでしょうか。

(木伏委員)

横浜市商店街連合会の木伏と申します。商店街でも、EXPOのいろんな説明は受けています。うちも割と近場かなと思うんですけども、（会場は）北部～西部というか、横浜でも郊外なんですね。高速のインターチェンジが新たに作られるという話も聞きましたが、一番の懸念は、交通渋滞だと、そういうことがどうなるのかということです。例えば近隣の商店街が潤ってくれると、我々も意義があるのかなと思うんですけども、なにせ、まだまだ認知されていないですね。「こういった話あるよね」と話に出るんですけど、「何それ」という反応もかなり強いので。先ほどから出ているように、どうやってインパクトを与えて成功させるのか。非常に難しいのかなという気がしています。ことあるごとに色絵を変えてポスターもやられてますけれども、それだけでいいのかなと。「あまりインパクトないよね」という状態かなと思うんですね。それを区役所から「商店街でも貼ってください」と配布されてというふうにはやってますけれども、まだまだ回っていないというのかな。先ほど高橋さんが言われたように、インパクトのある何かをやらないと、認知されないんじやないかという懸念が非常にあります。どうしたらインパクトが出せるのかっていうのは、難しい話で……。花博ということですから、お花がメインでしょうけれど、意義とか内容がまだまだ伝わってないんじゃないかなっていう気がしております。意見だけです。すみません。

(関係局) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

ありがとうございます。おっしゃる通り、瀬谷・旭といった地元は非常に認知度が高いんですけども、北部の都筑・青葉、南部の金沢・港南といったところはどうしても低い傾向ですので、全市的にどう認知度

を上げていくかが課題になっています。今は大阪万博が開催されていますので、ここで大々的にPRしても、どうしても混同されてしまうところがあります。ですので、戦略的に、大阪万博が終わる秋口ぐらいから、さらなるPRを本格的に実施していくと考えております。会場計画や出展企業といった中身も決まっております。そうしたなかで、どうインパクトを持たせて、皆さんにきちんと意義を伝えつつ、認知してもらえるかというところは、博覧会協会と連携しながら進めていきたいと考えております。商店街の皆様にはご協力いただきたいところで、引き続きご指導いただければと思います。

(泉委員)

先ほどは基準について細かいことを質問しましたけれども、今のご質問とお答えを聞いていて、この基準が横浜市全域を対象としたことですか、広告物に課す基準を「構造上安全であること」と「公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」という一番重要な二本立てで定めて、インパクトのある広告を可能にすることの趣旨がよく分かりました。せっかくこのように基準を設けるので、これまで委員からも出ていたようなインパクトのある誘致が可能になって、広く周知される広告が実現することを期待しております。その場合には、構造上安全ということと、交通の安全が大変重要になると思います。今までのような細かい基準ではありませんけれども、2つの基準を守りつつ、より良い広告物が掲載されることを期待しております。

(小泉会長)

今回は広告物活用地区の指定ということでお諮りしていますが、せっかくの横浜市での博覧会ということで、委員の皆様からも、広告物を積極的に活用して認知を高めて、博覧会を成功に……という方向のご意見が集まっているのがよく分かりました。安全面というのは何にも代え難いものですので、今回の指定でも、それが大優先だということはしっかりと守られているということで、その点は万全だと思って伺っていました。

これから横浜市全域で、しかもかなり長期間に渡って、横浜に元々あるいろいろな活動と関係を作っていくながら積極的な広告活動が行われていくわけですが。私からの質問は、横浜市では安全面だけを確認されるのでしょうか。いろいろなところに広告が展開されて、広告主もいろいろなところから出てくると思うのですけれど、全体の広告効果や波及効果をどうやってコーディネートされて、効果を高めていかれるものなのでしょうか。

(関係局) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

我々横浜市と、主催者である博覧会協会が連携して、効果測定もしながら進めていく形になると思っております。

(小泉会長)

今回、デザイン面については数値基準がなくなってしまうのに近いと思います。横浜のそれぞれの街の個性とか、地域特性があるなかでの展開になると思いますので、博覧会協会と横浜市がしっかりと連携されることと想像しています。楽しみにしております。

他にはよろしいでしょうか。では、他にご意見・ご質問がないようですので、本件につきましては、案に示された内容での指定が妥当と判断するということで、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは本件につきましては以上といたします。説明者の方はありがとうございました。

(説明者退室)

(小泉会長)

ただいまの決定に基づきまして、市長に答申を行う必要があります。案文の調整については、会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは、審議事項については以上で終了となります。

■報告事項 業務実績について（令和6年度）

(小泉会長)

続きまして、次第の（3）報告事項に移ります。

今回の報告事項は昨年度の業務実績となっておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 山田景観調整係長

(報告事項について資料に沿って説明)

(小泉会長)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの報告事項についてご発言がありましたらお願いいたします。

(齋藤委員)

除却実績のことで、はり紙は特定の業者のものが非常に多かったということなんですか? どういう業者のものでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

業種で言いますと、不動産関係が多いです。

(齋藤委員)

私ども神奈川県広告美術協会関連の項目にコメントさせていただくと、5番の安全点検まち歩きですね。毎回申し上げていますけれども、(商店街として)応募はしてくださるんですけども、(当日のまち歩きに)参加されるのは理事長さんだけということが非常に多いです。皆さんお店をやってるので出られないというのはごもっともだと思うんですけども、理事長さんひとりだけでは、商店街の取組としては効力がないので……。実際に参加された方は「言われてみるとそうだね、危ないね」ということを皆さんおっしゃって、すごく実感していただいているのは分かりますので、引き続き、なるべく商店街の方に参加していただけるように働きかけていただければと思います。

それと、6番の横浜サインですね。こちらはアンケートの結果が出ていまして、比較的肯定的なご意見をいただいているんですけども、最後に「もっと広報すべき」というコメントがありますね。GREEN×EXPOと比べると本当に小さなイベントなので、比較するようなものではないと思いますし、横浜市さんの方でも各所で広報されているということは伺ったんですけども、ちょっと聞いてみたいのは、ここに参加されている方で、このサイン展の広報を実際にご覧になった方はいらっしゃいますか。広報はしていただいているんですけど、目についてないんですよ。私も見ていないです。なかなか難しいとは思うんですけど、目につくようにしていただけないかなという、これはお願いです。見ていただいた方には肯定的な意見をいただいているので、なるべく多くの方に見ていただけるように、(協会としても)一緒にやっていきますので、もう少し目立つようにしていただけるといいなというふうに思いました。

(小泉会長)

はい、ありがとうございます。ちなみに、広報はどのようなところでされているのですか。

(事務局) 山田景観調整係長

横浜市の公式のLINE、X、市庁舎のデジタルサイネージなどです。また、回観板アプリというものがありまして、そちらを通して商店街さんにデジタルのチラシを撒いています。あとは、18区の区役所にチラシを配架しております。

(小泉会長)

ありがとうございます。私は横浜市民ではないのでよく存じ上げないので、全戸に配られる市の広報にも載っていたりするのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

今回は載せておりません。載せられる基準に該当するかも含めて調整が必要ですので、次回以降検討させていただきたいと思います。

(小泉会長)

大きな市なので、載せてもらうのも大変かもしれませんけれども、せつかくの良い展示ですので、少しでも多くの方に見てもらえるようにしていただけると良いのではと思いました。

他にご意見やご質問などいかがでしょうか。他にご質問もないようですので、この件については以上いたします。

■その他

(小泉会長)

続きまして、次第の（4）その他ですが、事務局から何かござりますか。

(事務局) 立石景観調整課長

特にございません。

(小泉会長)

委員の皆様からはいかがでしょうか。

(特段の発言なし)

(小泉会長)

ないようですので、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様、大変熱心なご議論をありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局) 立石景観調整課長

ありがとうございました。

冒頭でもお知らせいたしましたが、本日の議事録は事務局で作成しまして、委員の皆様にご確認いただきます。また、その後に、会長に最終的なご確認をいただきます。

次回の開催につきましては、現時点では案件がなく、時期の見込みが立っておりませんので、附議が必要な状況になりましたら、日程調整等を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。たくさんのご意見をいただきましたので、しっかりと進めていきたいと思います。ありがとうございました。